

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県郡山市長

## 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅の管理は、住宅に困窮する低額所得者のために良質な住宅を供給することを目的とするものである。</p> <p>郡山市は、公営住宅に関する法律等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①市営住宅の入居申込の受理            ②市営住宅の入居申込に係る入居資格についての審査            ③市営住宅の当選者に係る連帯保証人の資格についての審査            ④市営住宅の当選者への入居決定に係る通知            ⑤市営住宅の次年度家賃決定に係る収入申告書の通知・受理・審査            ⑥収入申告書の未提出者に対する関係人等への収入調査            ⑦収入認定に係る意見申立書の受理・審査・結果の通知            ⑧家賃及び敷金の減免又は徴収猶予の申請受付・審査・結果の通知            ⑨高額所得者の認定・明渡請求の通知            ⑩高額所得者への明渡請求の期限の延長            ⑪市営住宅の同居承認申請の受理・審査・結果の通知            ⑫市営住宅の入居承認申請の受理・審査            ⑬市営住宅の入居承認申請に係る連帯保証人の審査            ⑭市営住宅の入居承認承認に係る審査結果の通知            ⑮市営住宅同居者異動届の受理・審査・審査結果の通知            ⑯市営住宅入居者連帯保証人に係る届出事項の変更            ⑰市営住宅入居者連帯保証人の変更承認・審査・審査結果の通知</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム、住民登録外(住登外)システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一の19項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法 第19条第8号 別表第二の31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設交通部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 建設交通部住宅政策課(市営住宅係) 電話024-924-2631

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月3日	I-4 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法 第19条第7号 別表第二の31項	<情報照会> 番号法 第19条第8号 別表第二の31項	事後	法改正に伴う修正
令和3年8月3日	II-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一
令和3年8月3日	II-2 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一